

原因	添付書面
相続	<p>1. 相続関係がわかる書面（コピーで可）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 相続関係説明図 ・ 相続関係が確認できる戸籍謄本 ・ 遺産分割協議書・相続分譲渡証明書・相続放棄申述受理証明書等のいずれか <p>※ 土地の相続登記が完了されている場合は、相続登記時に登記申請書に添付した書面となります。</p> <p>不明の場合は書類一式を窓口までお持ちください。</p> <p>2. 相続人の印鑑証明書（コピー可）</p> <p>3. 新所有者が市外に居住の場合、住民票（コピー可）＊市内はなくても可です</p>
一般継承 (会社合併等)	<p>合併を証する新設会社または合併後継続する会社等の登記簿謄本または抄本</p>
贈与	<p>1. 贈与契約書等，贈与関係がわかる書面のコピー</p> <p>2. 旧所有者（贈与者）の印鑑登録証明書（コピー可）</p> <p>3. 新所有者（受贈者）が個人で，市外に居住の場合……住民票（コピー可）</p>
遺贈	<p>1. 遺言証書のコピー</p> <p>2. 新所有者（受贈者）が個人で，市外に居住の場合……住民票（コピー可）</p>
売買	<p>1. 売買契約書等の売買契約の成立を証する書面のコピー</p> <p>2. 新・旧所有者とも，個人は印鑑登録証明書，法人は印鑑証明書（コピー可）</p> <p>3. 新所有者（譲受人）が個人で，市外に居住の場合……住民票（コピー可）</p>
財産分与 代物弁済 交換 譲渡担保 共有物分 判決等	<p>1. その事実を証する契約書，協議書又は確定判決正本のコピー</p> <p>2. 新・旧所有者とも，個人は印鑑登録証明書，法人は印鑑証明書（コピー可，判決の場合は不要）</p> <p>3. 新所有者が個人で，市外に居住の場合……住民票（コピー可）</p>